

平成 22 年 第 2 回

# 三重県議会定例会会議録

( 10 月 18 日 )  
( 第 6 号 )

第 6 号  
10 月  
18 日



平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第6号

平成22年10月18日（月曜日）

---

### 議事日程（第6号）

平成22年10月18日（月）午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第13号まで  
〔委員長報告、採決〕
- 第2 認定第1号から認定第4号まで  
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第3 請願の件  
〔討論、採決〕
- 第4 意見書案第1号から意見書案第10号まで  
〔採決〕
- 第5 決議案第1号  
〔採決〕
- 第6 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第7 議案第14号  
〔提案説明、採決〕
- 第8 認定第5号から認定第16号まで  
〔提案説明、委員会付託〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号から議案第13号まで
- 日程第2 認定第1号から認定第4号まで

- 日程第3 請願の件  
 日程第4 意見書案第1号から意見書案第10号まで  
 日程第5 決議案第1号  
 日程第6 常任委員会の調査事項に関する報告の件  
 日程第7 議案第14号  
 日程第8 認定第5号から認定第16号まで
- 

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長 田	隆 尚
2	番	津 村	衛
3	番	森 野	真 治
4	番	水 谷	正 美
5	番	杉 本	熊 野
6	番	村 林	聡
7	番	小 林	正 人
8	番	奥 野	英 介
9	番	中 川	康 洋
10	番	今 井	智 広
11	番	藤 田	宜 三
12	番	後 藤	健 一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹 井	健 司
15	番	中 村	勝
16	番	稲 垣	昭 義
17	番	北 川	裕 之
18	番	服 部	富 男
19	番	末 松	則 子

20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	館		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇喜	雄
34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	西	塚	宗	郎
44	番	萩	野	虔	一
45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美

49	番	萩原量吉
50	番	藤田正美
(51)	番	欠員)
(52)	番	欠員)
(42)	番	欠番)

---

### 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大森秀俊
書記(事務局次長)	高沖秀宣
書記(議事課長)	原田孝夫
書記(企画法務課長)	永田慎吾
書記(議事課副課長)	米田昌司
書記(議事課主査)	平井靖士
書記(議事課主査)	坂井哲

---

### 会議に出席した説明員の職氏名

知事	野呂昭彦
副知事	安田敏春
副知事	江畑賢治
政策部長	小林清人
総務部長	植田隆
防災危機管理部長	東地隆司
生活・文化部長	山口和夫
健康福祉部長	真伏秀樹
環境森林部長	辰己清和
農水商工部長	渡邊信一郎
県土整備部長	北川貴志
政策部理事	梶田郁郎

政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員	清 水 明
教 育 長	向 井 正 治
公安委員会委員	西 本 健 郎
警 察 本 部 長	河 合 潔
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員長	飯 田 俊 司
人事委員会事務局長	堀 木 稔 生
選挙管理委員会委員	沓 掛 和 男
労働委員会事務局長	小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書並びに請願審査結果報告書が所管の常任委員長から提出されました。

次に、意見書案第1号から意見書案第10号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議案第14号、認定第5号から認定第16号まで並びに報告第21号及び報告第22号はさきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方自治法第233条に定める書類及び監査委員の審査意見がつけられております。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に定める監査委員の審査意見が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、土地開発基金運用状況報告書及び監査委員の同審査意見書が提出されましたので、それぞれさきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

生活文化環境森林常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
7	三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年10月4日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

生活文化環境森林常任委員長 前野 和美

---

### 県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件名
6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
8	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
9	工事請負契約の変更について(一般国道167号第二伊勢道路(4号トンネル(仮称))国補道路改良工事)
10	県道の路線認定及び廃止について
11	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年10月7日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

県土整備企業常任委員長 服部 富男

---

### 教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
5	三重県暴力団排除条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、下記のとおり修正議決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

記

議案第 5 号 三重県暴力団排除条例案の一部を次のように修正する。

第三十一条の見出しを「(規則等への委任)」に改め、同条中「公安委員会規則」を「三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則」に改める。

平成22年10月7日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

教育警察常任委員長 杉本 熊野

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
2	平成22年度三重県一般会計補正予算(第5号)
3	三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例案
4	三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例案
12	平成22年度三重県一般会計補正予算(第6号)
13	平成22年度三重県一般会計補正予算(第7号)

認定番号	件名
1	平成21年度三重県水道事業決算
2	平成21年度三重県工業用水道事業決算
3	平成21年度三重県電気事業決算
4	平成21年度三重県病院事業決算

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決又は認定すべき

ものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成22年10月15日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

## 請願審査結果報告書

### (新 規 分)

#### 政策総務常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請72	行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書の提出を求めることについて	津市広明町349番地 1 いけだビル2階 三重県行政書士会 会長 伊藤 庄吉	今井智広 稲垣昭義 末松則子 青木謙順 真弓俊郎 藤田正美	採択

#### 生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請73	産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求めることについて	伊賀市緑ヶ丘西町2557 - 1 伊賀市自治会連合会 会長 今高 一三 外6名	森野真治 岩田隆嘉 吉川実実	採択

#### 健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請74	難病対策の充実を求めることについて	松阪市岩内町614番地 特定非営利活動法人 三重県難病連 会長 河原 洋紀	今井智広 稲垣昭義 末松則子 青木謙順 真弓俊郎 藤田正美	採択

請75	パーキング・パーミット制度の導入を求めることについて	津市一身田大古曾670 - 2 社団法人三重県身体障害者福祉連合会 会長 山本 征雄	今井智広 稲垣昭義 末松則 青木謙 真木俊 藤弓正	採択
請76	孤独死や無縁死を防ぐ緊急対策を求めることについて	松阪市新座町1056番地 全生連、三重県生活と健康を守る会連合会 会長 内田 茂雄	萩原量吉 真弓俊郎	不採択

### 教育警察常任委員会関係

受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果
請77	義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 太田 浩司 外3名	稲垣昭義 真弓俊郎 藤田正美	不採択
請78	「新・教職員定数改善計画」(案)のすみやかな実施と教育予算拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 太田 浩司 外3名	稲垣昭義 真弓俊郎 藤田正美	採択
請79	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 太田 浩司 外3名	稲垣昭義 真弓俊郎 藤田正美	採択

意見書案第 1 号

米価下落に伴う農業経営の逼迫に対する緊急対策を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年10月 4 日

提 出 者

防災農水商工常任委員長

末 松 則 子

米価下落に伴う農業経営の逼迫に対する緊急対策を求める意見書案

米価は、過去 1 年間に 1 俵当たり約1,000円下落した。また、平成22年度産米も市場に流通し始めたところであるが、その価格は昨年度と比べ下回っている。米価下落の原因は、米価が市場原理によって形成されるという仕組み及び21年度産米の過剰な流通在庫にあるとみられることから、今後もさらに下落する可能性が高い。

このままでは、当初の農業者戸別所得補償制度のみで農業経営の安定を図ることは不可能とみられる。

さらに、この状況が長期的に継続すると日本の水田農業は壊滅的な打撃を受け、その影響は、農業者のみならず、安全な農産物を求める消費者にも及ぶこととなる。

よって、本県議会は、国において、現下の米価下落に伴う農業経営の逼迫の状況を的確に把握し、米の過剰な流通在庫を解消する対策や、麦や大豆などの生産を促進する政策を強力に推し進めるとともに、米価下落に対応するための必要な財源を確保されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣  
内閣官房長官、国家戦略担当大臣

---

意見書案第2号

農業農村整備事業の総額確保を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年10月4日

提出者

防災農水商工常任委員長

未松則子

農業農村整備事業の総額確保を求める意見書案

国の公共事業予算については、平成22年度から大きく削減され、特に、国土交通省関係が対前年85%、農林水産省関係が対前年66%と削減幅が著しい。

平成22年度農林水産予算の公共事業関係費の内訳をみると、林野公共が対前年71.7%、水産基盤が対前年68.6%である一方、農業農村整備が対前年36.9%ととりわけ大幅な削減となっている。

本県では、県民に安全で安心な食料を安定的に供給できる持続的な農業の実現を目指し、集落営農の促進や多様な担い手の育成を図るとともに、洪水調整などの農業の多面的機能を安定的に発揮させるために、農地や農業用水などの地域資源の維持、保全又は発展のための農業農村整備事業を計画的に進めてきたところである。

しかしながら、平成23年度の農業農村整備の概算要求は、2,241億円と対前年比5.2%増となっているものの、対平成21年度比では61.2%減と低い水準に留まっていることから、平成23年度については、農山漁村地域整備交付金をあわせても国庫補助事業が半減するおそれがある。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農業生産力を支える農地や農業用水を維持、保全及び発展させるための農業農村整備を計画的に推進するため、平成23年度についても、本年度に地方へ交付された予算の総額を確保すること
- 2 農業農村整備関係予算において「元気な日本復活特別枠」で要求されているもののうち、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業(374億円)及び農林水産「新成長戦略」対応基盤整備(農山漁村地域整備交付金)(170億円)の額を確保すること

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣  
内閣官房長官、国家戦略担当大臣

---

意見書案第3号

難病対策等の充実に関する意見書案  
上記提出する。

平成22年10月4日

提出者

健康福祉病院常任委員長

後 藤 健 一

## 難病対策等の充実に関する意見書案

難病患者及び1型糖尿病患者は、患者本人の苦痛や家族の負担に加えて、経済的に大きな負担を抱えており、以下のような状況である。

まず、難病患者のうち特定疾患医療給付受給者は、毎年の給付更新時に臨床調査個人票の提出が必要とされているが、その中には働くこともままならず、結果として低所得となっている者もいる。このような患者にとっては、臨床調査個人票の作成に係る費用負担は重いものとなっている。

次に、1型糖尿病患者は、小児慢性特定疾患治療研究事業により、20歳未満の場合は医療費の一部の補助を受けることができるが、20歳以上になると補助を受けることができない。しかし、インスリンの自己注射は生涯続ける必要があり、20歳以上の患者にとって大きな負担である。

さらに、難病相談・支援センター事業費は、登録患者数が年々増加しているため、新しい団体育成や情報提供が必要となるなど増加傾向にあり、難病相談・支援センター事業に係る補助金が削減された場合は、その適正な運営に支障を与えるおそれがある。

よって、本県議会は、国において、難病対策等の充実に向け、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 特定疾患医療給付の更新に当たり必要となる臨床調査個人票の作成に係る費用負担の軽減を図ること。
- 2 1型糖尿病患者に対する医療費補助の年齢制限を撤廃すること。
- 3 難病相談・支援センター事業に係る補助金を削減しないこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

意見書案第4号

父親の育児休業取得促進を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年10月6日

提出者

生活文化環境森林常任委員長  
前野和美

父親の育児休業取得促進を求める意見書案

今年6月に一部を除き、改正育児・介護休業法が施行された。今回の改正で、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間が延長され、(パパ・ママ育休プラス)、父親が妻の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合には再度育児休業を取得することが可能になった。また、労使協定により専業主婦の夫などを育児休業の対象外にできるという法律の規定を廃止し、すべての父親が必要に応じ育児休業を取得できるようになるなど、父親も子育てをしながら働くことができる環境が一層整ってきた。

しかし、平成21年度の男性の育児休業取得率は女性の85.6%に対し、1.72%とまだまだ大きな開きがあり、先進諸国に比べても日本の男性の育児時間は最低水準となっている。

勤労者世帯の過半数が共働きとなっている中で、女性だけが子育てや家事を行なうのではなく、男性も積極的に子育てに参加することが求められる。また今後、父親の育児休業を促進していくことにより、母親の育児への不安解消や少子化問題への解決にも がっていくものと思われる。さらに女性の就業率も向上し、日本経済への効果も期待される。

よって、今回の改正内容を周知徹底し、育児休業を取得しやすい風土の醸成

や働き方や制度・運用面での見直しを進めるとともに、国として生計維持への支援などより一層育児休業取得推進のための環境整備に取り組んで頂くよう要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣  
少子化対策担当大臣、内閣官房長官

意見書案第5号

行政書士に行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権を付与  
することを求める意見書案

上記提出する。

平成22年10月7日

提出者

政策総務常任委員長

水 谷 正 美

行政書士に行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権を付与  
することを求める意見書案

昭和26年の行政書士法施行以来、複雑多様化する行政事務に対応し、適正で迅速な行政手続に寄与するなど、行政書士は国民と行政との橋渡し役として、その制度は広く浸透しているところである。

平成20年7月には行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士が行政手続法に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述の代理を業とすることが可能となり、国民にとって行政手続法を利用しやすい環境が整備されたところである。

しかしながら、行政不服審査法については、その資格試験で行政不服審査法等が出題されている行政書士は一定の専門性を有しているものの代理権が付与されておらず、行政不服審査手続が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとは言えない状況である。

よって、本県議会は、国において、不服審査手続に係る国民の利便性の向上のため、実体法に精通し専門性を有する行政書士に対して、行政不服審査法に基づき不服審査手続の代理権を付与されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

---

意見書案第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記提出する。

平成22年10月7日

提 出 者

政策総務常任委員長

水 谷 正 美

地方財政の充実・強化を求める意見書案

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、急速な円高と長引くデフレにより、地域経済の冷え込みが顕著となっています。特に地域経

済と雇用対策の活性化が急務であり、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

このような状況の中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。

しかしながら、政府は現下の経済危機に際し、十分な対策を打ち出さず、地方経済は冷え込む恐れがあります。今年度においても、地方負担が盛り込まれた子ども手当について、来年度予算編成の概算要求で金額を示さず要求する「事項要求」となるなど、来年度予算編成に当たっては、さらなる地方負担の増大が懸念されています。

今年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、政府が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものであり、来年度予算においても今年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、来年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

## 記

- 1 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかな事業の実施や雇用の創出などの今後増大する財政需要を的確に取り入れ、来年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 2 地方一般財源の充実・強化を図るため、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方の見直しによる地方間税源の偏在是正などに取り組むこと。
- 3 社会保障をはじめ住民への基本的な行政サービスを提供する上で、地方の行政サービスが著しく低下することのないよう財源を確保すること。
- 4 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させること

のないよう十分な財政措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
国家戦略担当大臣、内閣官房長官

---

意見書案第7号

「新・教職員定数改善計画(案)」の速やかな実施と教育予算拡充  
を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年10月7日

提出者

教育警察常任委員長

杉 本 熊 野

「新・教職員定数改善計画(案)」の速やかな実施と教育予算拡充  
を求める意見書案

文部科学省は、平成22年1月に学級編制基準の見直しに着手することを表明し、中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)」を踏まえ、同年8月に「小・中学校の少人数学級(35・30人学級)の推進」、「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛り込まれた「新・教職員定数改善計画(案)」を公表した。

本県においては、現在、小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されている。少人数学級を実施している学校では「子どもたちの発

言の機会や活動の場が増える」「一人ひとりにきめ細かな指導ができる」といった保護者、教職員からの声が多く聞かれるところである。

また、本県においては、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に県内10市町が指定されるとともに、東南海・南海地域防災対策推進地域に県内全域が指定されている。しかしながら、平成22年4月現在で、耐震化率は公立小中学校で92.1%、公立高等学校で94.2%に留まっている。

学校は、子どもたちが多くの時間を過ごす場であるとともに、災害時には、地域住民の避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、早急に耐震化率を100%とする必要がある。

我が国の平成18年における公財政教育支出の対GDP比は、経済協力開発機構(OECD)加盟国平均4.9%を下回る最低レベルの3.3%であるが、山積する教育課題の解決を図り、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にされた教育を進めるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。

よって、本県議会は、国において、「新・教職員定数改善計画(案)」の速やかな実施と教育予算拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣

---

意見書案第 8 号

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める  
意見書案  
上記提出する。

平成22年10月 7 日

提 出 者

教育警察常任委員長

杉 本 熊 野

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める  
意見書案

経済や雇用情勢の悪化は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えている。平成21年度文部科学白書では、「我が国では、国際的に見ても、家計の教育費負担が大きく、それに比べて公財政支出が少ない。経済的な格差が教育の格差にも影響している」「質の高い教育を実現するため、また、教育の機会を確保するためには、教育への投資が重要である」と分析している。

平成18年における我が国の一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.5%であり、経済協力開発機構(OECD)加盟国平均の13.3%を大きく下回っている。また、教育支出に占める家計負担の割合は21.8%であり、データが存在するOECD加盟国の中では、2番目に高い状況である。

このような中、「学びたくても学べない」という状況を改善するための施策として、「公立高等学校の授業料無償化」及び「高等学校等就業支援金制度」が創設され、一定の就学・修学支援に関する制度の拡充がなされたが、保護者の負担が十分に軽減されたわけではない。入学料、教材費等の経済的な負担は重いままであること、就学援助の受給者が増加していること、中途退学や進学断念を余儀なくされる状況等の課題が残ったままである。

よって、本県議会は、国において、すべての子どもたちに学びの機会を保障

するため、給付型奨学金制度の確立等、保護者負担を軽減し、就学・修学支援に関する制度を拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣

意見書案第9号

義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める意見書案  
上記提出する。

平成22年10月7日

提出者

稲垣昭義

真弓俊郎

藤田正美

義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める意見書案

政府において、地域のことは地域が決める「地域主権」の確立に向けて、これまでの補助金のあり方を抜本的に見直し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」についての議論がなされている。その中で義務教育費国庫負担金が議論の対象となっていたが、本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には、「一括交付金化の対象外とする」とされた。

また、昨年実施された政府の行政刷新会議による「事業仕分け」では、義務教育費については、国が全額負担すべきであるという意見も出されている。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、学校教育に大きな役割を果たしているものである。

その時々、国及び地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、更に全額国庫負担とするよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣  
文部科学大臣

---

意見書案第10号

尖閣諸島周辺領海内における我が国巡視船と中国漁船との接触事  
案に関する意見書案

上記提出する。

平成22年10月15日

提出者

中 川 康 洋  
中 嶋 年 規  
前 田 剛 志  
岩 田 隆 嘉  
山 本 勝  
中 村 進 一

萩野 虔 一  
萩原 量 吉

尖閣諸島周辺領海内における我が国巡視船と中国漁船との接触事  
案に関する意見書案

本年9月7日、尖閣諸島周辺の我が国領海内で海上保安庁巡視船と中国漁船との接触事案が発生し、これに関連して中国政府は、我が国政府に対して謝罪や賠償を要求するなど強硬な姿勢を示しているところである。

尖閣諸島は日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、同諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していない。

よって、本県議会は、国において、尖閣諸島は我が国固有の領土であるという毅然たる態度を、中国政府を始め諸外国に改めて示すことを強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣  
国土交通大臣、内閣官房長官

---

決議案第1号

子どもを虐待から守るための決議案  
上記提出する。

平成22年10月5日

提出者

杉本 熊野  
今井 智広

中 村 勝  
服 部 富 男  
中 森 博 文  
真 弓 俊 郎  
大 野 秀 郎  
岩 田 隆 嘉  
西 塚 宗 郎  
中 川 正 美

### 子どもを虐待から守るための決議案

近年、児童虐待事件が増加の一途をたどり、また、県内でも重篤な児童虐待事件が明らかになるなど、子どもに対する虐待が深刻な社会問題となっており、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子どもの適切な保護を行うことは、喫緊の課題である。

子どもに対する虐待が発生する背景としては、家庭内外における人間関係の希薄化や核家族化に伴う育児の孤立、景気の悪化による家族の経済的困窮など社会的及び経済的要因も指摘されるところである。

子どもに対する虐待を根本的に解決するためには、子育てを社会全体でどのように支援していくかという観点に立った幅広い検討が求められる。

同時に、子どもに対する虐待が子どもの人権を侵害する行為であることを深く認識し、子どもの人権が尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現を目指しつつ、虐待防止に向けたあらゆる取組を推進することは、急務である。

よって、本県議会は、県と県民、市町及びNPOなど民間の団体とが一体となって子どもを虐待から守るため、特に下記の点について、財政面及び人的面において万全の措置が講ぜられるべきと決意する。

記

- 1 子どもに対する虐待を未然に防止するための取組については、市町におけるこの機能の充実が望まれるとともに、県は、市町に対して、専門的な知識又は技術を生かした協働及び支援を一層充実して行うこと。
- 2 子どもの住む地域の県民に協力いただくこと、あるいはNPOなど民間の団体と必要に応じて連携することなどにより、未然防止や早期発見が一層図られること。  
また、保健、医療、福祉、教育、警察などの各分野における県及び市町の関係機関相互間の連携協力体制を強化することにより、子どもに対する虐待を防止すること。
- 3 県は、県や市町、関係機関等の子どもと職務上関係のある職員に対する研修を充実させることなどにより、子どもを虐待から守る人材の養成を図ること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

---

### 追加提出議案件名

- 議案第14号 土地利用審査会委員の選任につき同意を得るについて
- 認定第5号 平成21年度三重県歳入歳出決算
- 認定第6号 平成21年度三重県交通災害共済事業歳入歳出決算
- 認定第7号 平成21年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業歳入歳出決算
- 認定第8号 平成21年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業歳入歳出決算
- 認定第9号 平成21年度三重県農業改良資金貸付事業等歳入歳出決算
- 認定第10号 平成21年度三重県地方卸売市場事業歳入歳出決算
- 認定第11号 平成21年度三重県林業改善資金貸付事業歳入歳出決算
- 認定第12号 平成21年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業歳入歳出決算

認定第13号 平成21年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等歳入歳出決算

認定第14号 平成21年度三重県港湾整備事業歳入歳出決算

認定第15号 平成21年度三重県流域下水道事業歳入歳出決算

認定第16号 平成21年度三重県公共用地先行取得事業歳入歳出決算

---

## 委員 長 報 告

議長（三谷哲央） 日程第1、議案第2号から議案第13号までを一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。前野和美生活文化環境森林常任委員長。

〔前野和美生活文化環境森林常任委員長登壇〕

生活文化環境森林常任委員長（前野和美） 御報告申し上げます。

生活文化環境森林常任委員会に審査を付託されました議案第7号三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案は、去る10月4日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、10月6日に開催した委員会での調査も含め、特に議論のありました事項について申し述べます。

新県立博物館の広聴広報の推進についてであります。

県当局は新県立博物館の広聴広報活動の推進について、附帯決議の趣旨を踏まえ、引き続き多様な機会を活用した意見交換などの広聴広報活動を進めるとともに、市町や県内の様々な団体の機関誌、広報紙をはじめ多様な媒体を活用して、博物館整備の認知度の向上のための積極的な活動に取り組み、本年度は広報場所をテーマパークに広げるなど、幅広い年代層に理解の輪を広げていくとしています。今後魅力的な新県立博物館をPRする取組はさらに重要となることから、県当局におかれては附帯決議の趣旨を踏まえた取組をさらに進められるとともに、長期的視点に立った広報計画を策定し、県内

外に広く周知しながら、節目にはプレ展示を開催するなど、県民の期待が徐々に高まり、待ち遠しくなるような広報活動を展開されることを要望します。

以上でございます。御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 服部富男県土整備企業常任委員長。

〔服部富男県土整備企業常任委員長登壇〕

県土整備企業常任委員長（服部富男） 御報告申し上げます。

県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第6号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外4件につきましては、去る10月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 杉本熊野教育警察常任委員長。

〔杉本熊野教育警察常任委員長登壇〕

教育警察常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第5号三重県暴力団排除条例案につきましては、去る10月5日及び10月7日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を修正すべきものと決定いたしました。

修正の内容について申し述べます。

原案の第31条は本条例の施行に際し必要な事項を定めることを公安委員会規則のみに委任することを規定していますが、条文には警察以外の部局にかかわる規定もあり、また、県全体で暴力団排除の取組を進める必要があることから、修正案は公安委員会規則に加え、知事部局における規則や教育委員会規則をも規定するものです。

次に、そのほか当委員会で特に議論のありました事項について3点申し述べます。

まず、所管事項調査のうち、次期教育振興ビジョン（仮称）中間案について

てであります。

次期教育振興ビジョン（仮称）中間案については、昨年度以来三重県教育改革推進会議を中心に多くの県民や多様な主体の参画のもと議論が行われてきました。これまでに教育改革推進会議は部会なども含め32回、地域別県民懇談会5回、中高生懇話会4回と合計41回の会議を重ね、審議を深めてきています。本ビジョンは教育基本法第17条第2項に基づいて策定する三重県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、計画期間は今後10年先を見据えた5年間となっています。現在の子どもや教育現場の実態を十分に踏まえ、未来を見据えた内容としていくことが求められています。今後もパブリックコメントなどで得られた児童・生徒、保護者、県民などの声を踏まえ、市町や関係部局と密接な連携を図りながら策定作業を進められるよう要望します。

次に、県立特別支援学校整備第2次実施計画案についてであります。

県立特別支援学校整備第2次実施計画は今年度策定され、平成23年度から取組が開始されます。具体的な特別支援学校の整備に当たっては、これまでの特別支援学校整備の取組の成果や課題を踏まえ、地域住民や関係者の声を聞きながら取り組まれるよう要望します。

最後に、児童虐待防止のための学校及び警察の対応についてであります。

学校や学校の教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあり、その疑いがある場合には、早期対応の観点から、確証がない場合であっても市町や児童相談所に通告することが求められています。このことについて、教職員一人ひとりが理解を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が図られることが重要です。このため、管理職研修をはじめ、教職員に対する研修を充実されるよう要望します。

また、警察当局におかれては、児童相談所と事案対応への合同訓練、意見交換を行い、連携が図られているところですが、今後も定期的に連絡会議を実施するなど、連携強化を進められるよう要望します。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

議長（三谷哲央） 西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第2号平成22年度三重県一般会計補正予算（第5号）外4件につきましては、去る10月4日から7日及び15日に該当の分科会で詳細な審査を行った後、10月13日及び15日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、10月4日から7日及び15日に開催された分科会における審査の過程において、特に議論のあった事項について申し述べます。

1点目は、伊勢庁舎整備についてであります。

伊勢庁舎整備の基礎工事中、隣接地に地盤の亀裂や沈下が生じるなどの事態が発生し、隣接地住民の方に多大な御迷惑をおかけしたことはまことに遺憾であります。地下水の強制的なくみ上げが原因とされていますが、多額の追加費用が生じたことにかんがみ、設計、施工など庁舎整備の各段階における責任の所在を明らかにすることを要望します。また、今後必要となる追加費用や新たに取得する用地の有効活用策など、整備計画の全体像を早期に示されるよう強く要望します。

2点目は、「がんばる商店街応援隊」派遣緊急雇用創出事業についてであります。

6月補正予算で承認した当事業は、商店街が自主的なイベントを開催する際に必要な人材を派遣する事業で、商店街からも評価を得ており、今回増員のための要求を行う旨の説明がありました。今後も緊急雇用創出という目的を踏まえながら、商店街活性化という課題にも対応し、地域を元気にしていく取組に努められるよう要望します。

3点目は、私立学校施設の耐震化についてであります。

公立学校施設では、耐震化について一定の成果があがっている中で、私立高等学校などの一部ではいまだ耐震化が進んでいない学校施設があります。

今後も私立学校施設に対する国の耐震補強補助制度などを活用して、生徒等の安全を確保するための学校施設の耐震化が一層促進されるよう要望します。

4点目は、地域医療の確保に向けた緊急対策についてであります。

県当局は、本委員会に付託されました医師確保対策チームの活動費や研修医研修資金返還免除に関する条例を含んだ形で地域医療の確保に向けた緊急対策に取り組まれることとしています。県当局におかれては医師の増員のみならず、医師の地域偏在や専門医の不足など、地域が直面している医療体制に関する課題の解決により一層効果があらわれるよう取り組まれることを要望します。

最後に、緊急雇用創出事業等についてであります。

緊急雇用創出事業等において、新たに短期雇用される職員が個人情報を取り扱う業務を行うに当たっては、個人情報の安全管理措置や守秘義務が適切に確保されるよう特に留意されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

## 採 決

議長(三谷哲央) これより採決に入ります。

議案第2号から議案第13号までの12件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、議案第2号から議案第4号まで及び議案第6号から議案第13号まではいずれも可決、議案第5号は修正であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

## 委 員 長 報 告

議長（三谷哲央） 日程第2、認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 予算決算常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました認定第1号平成21年度三重県水道事業決算外3件につきましては、去る10月1日及び13日の2回にわたり委員会を、10月5日及び6日に該当の分科会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査してまいりました。その結果、認定第1号平成21年度三重県水道事業決算外3件につきましては、賛成多数をもって原案を認定すべきものと決定いたしました。

以下、認定した決算の内容と審査の過程において議論されました主な事項について申し述べます。

まず、水道事業についてであります。

水道事業については、総収益が120億23万円に対し総費用は101億713万円であり、当年度純利益は18億9310万円で、対前年度比119.7%となり、前年度に比べて3億1199万円増加しています。しかしながら、今後水需要の大幅な伸びが期待できない上に、長期債務の償還や施設の耐震化、老朽劣化対策などの施設改良に係る資金需要が続くことから経営環境は厳しいものと考えられます。長期債務の利息支払いに係る財政的負担の軽減を図るため、公的資金保証金免除繰上償還制度を引き続き活用し、高金利企業債の繰上償還を行うとともに、これからも安定的な経営を確保し、適切なサービスの供給に努められるよう要望します。

次に、工業用水道事業についてであります。

工業用水道事業については、総収益が62億890万円に対し総費用は57億9304

万円であり、当年度純利益は4億1585万円で、対前年度比45.9%となり、前年度に比べて4億9027万円減少しています。これは平成21年度末で南伊勢工業用水道事業を廃止したことに伴う特別損失を計上したことが主な理由です。今後も水需要の大幅な伸びが期待できない中で、長期債務の償還に係る資金需要が続くことから経営環境は厳しくなるものと思われまます。このため、水資源機構割賦負担金の繰上償還等に努められるとともに、コストの節減や新規立地企業への給水、既存企業の潜在的な需要の掘り起こしなどに引き続き取り組むよう要望します。

あわせて、水道事業及び工業用水道事業の施設改良については、平成17年度から平成21年度までの5年間に於いて水道事業で15件、工業用水道事業で22件の漏水が発生し、水道事業で2件、工業用水道事業で1件の給水障害が発生しておりますが、将来にわたって持続可能な安全安定供給を実現するため、漏水等の原因分析を踏まえた適切な老朽劣化対策に取り組まれるよう要望します。

続いて、電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が29億2917万円に対し総費用は32億3105万円であり、3億188万円の純損失となり、前年度に比べて2億4091万円損失が増加しています。水力発電事業については、民間譲渡に向けて中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成25年度、または平成26年度に延期されることとなりました。今後譲渡時期が再び延期されることのないよう、県民の理解が得られる譲渡価格等、中部電力株式会社をはじめ関係者との協議を着実に進めるとともに、譲渡までの運営期間中においても、安全確保と管理に万全を期した上で一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるよう要望します。

あわせて、水力発電事業の附帯事業であるRDF焼却発電事業については、火力発電事業が民間譲渡された後は附帯事業として運営していくことができなくなることから、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後のRDF焼却発電事業の運営体制について明確にされるとともに、平成29年度以降の事

業のあり方について、目途とする平成22年度末までに関係市町等との合意が得られるよう関係部局と連携して早急に課題解決されるよう要望します。

最後に、病院事業についてであります。

病院事業については、総収益が176億8867万円に対し総費用は187億617万円で、純損益は前年度に比べ3億2624万円改善しましたが、10億1750万円の純損失となり、前年度に引き続き赤字となりました。これは一部の県立病院において医師・看護師不足等により役割、機能が十分に発揮できない状況になっていることが大きく影響しています。医師・看護師不足については、病院事業庁では従来から三重大学と連携強化、研修医の確保、看護師の採用活動や離職防止など、医師・看護師の確保対策に取り組まれてきましたが、依然として厳しい状況が続いており、特に医師不足は大きな問題となっています。

去る9月14日には、知事から三重の地域医療を守る緊急メッセージ等が発表され、知事部局においても医師不足に対して喫緊の課題として取り組む決意が示されたことから、病院事業庁におかれても知事部局及び関係機関と連携し、より一層の医師確保対策に取り組まれるよう要望いたします。

次に、未収金対策についてであります。

平成21年度末における患者自己負担金に係る過年度収入未済額は4病院合わせて1億8854万円となっています。未収金の回収については、弁護士法人への回収業務委託や法的措置を実施するなど取組の強化を行い、平成21年度中に約2100万円を回収していますが、新たに約2700万円の未収金が発生しています。今後とも早期の回収に努めるとともに、公費負担制度等の利用に向けた啓発を引き続き行うなど、未収金発生防止に向けた取組を強化されるよう要望します。

最後になりましたが、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しいことから、平成21年度決算では病院事業庁全体で6年連続の赤字を計上し、累積欠損金は57億5320万円に達しています。また、運転資金についても減少してきており、一般会計からの一時借入金が年々増加するなど、経常的な経営状況も非常に厳しい状況にあることから、累積欠損金の解消や安定的な資金の確

保についての対応策が大きな課題となっています。

このような危機的な状況を解消し、地域医療を確保するため、平成22年3月に県議会との議論を経て、県立病院改革に関する基本方針が求められ、現在この基本方針に沿って総合医療センターの特定地方独立行政法人化や志摩病院への指定管理者制度導入に向けた取組が進められているところです。病院事業庁におかれては、このような状況にかんがみ、県立病院改革について患者や地域住民等から理解と協力を得て進めるとともに、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう十分配慮しながら進められるよう要望します。また、運営形態が変更されるまでの間においても、引き続き県民の期待と信頼にこたえ、良質で満足度の高い医療サービスを継続的に提供できるよう、関係機関と十分な連携を図りつつ、各病院長のリーダーシップのもと経営健全化に取り組まれるよう強く要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

## 討 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

49番（萩原量吉） 上程されております決算議案、日本共産党はすべて反対という立場、認定はしないという立場で討論に参加をします。

予算議会というのは花形でありますし、マスコミも注目しますが、決算ということになりますともう済んでしまったことだということで軽視される危険性があります。決算審議というのは、単に会計上のミスがどうこうということにとどまらず、やはり住民や県民のためにどう財源が使われたのか、どんな施策がきちんと行われてきたのか、これを次の予算に生かすためにどういう成果があったのか、それをどう評価するのか、検証するのか、総括する場

でもあると私は思います。そういう意味で、私は今の決算のあり方を厳しく問わなきゃならんというか、私たち自身に問われている問題だというふうに率直に思います。

それで、認定できない理由を多く語りたいんですけども、時間の関係でRDF焼却発電所と病院事業会計の2点にかかわって私は認定しない理由を述べたいと思います。

RDF焼却発電所については、市町や県民の皆さんを含めて今やもう三重県の中でのごみ行政の大失政、大失敗ということが非常にはっきりしてきました。だれもが認めるところであります。三重県が本来の業務でない一般廃棄物行政に介入をしました。そのくせ爆発事故や死亡事故、採算の大きな間違い、大赤字、今になって一般廃棄物は市町の固有の業務だから受益者負担が当たり前など言い出しました。市町はかんかんに怒っていますよね。

さらに、RDFはもともと未完成の技術であります。トラブルが続いています。きちっとした運転ができない。全国至るところで失敗の事例があります。成熟した技術ではありません。このトラブル続き、あるいはそれこそ事故続き、そして大爆発だったというわけでありますけれども、いまだに原因究明はちゃんとされていないでしょう。裁判までやっている。なれ合いと私は言いたいんですね。

しかも、原因究明の調査の中心になっている人は、委員長は笠倉忠夫という人ですが、RDFの製法技術の特許申請者の一人なんですよ。RDFの推進者なんです。この人が事故原因究明の委員長だったんです。あるいは、いまだに安全管理の技術委員の中の一人に入っているでしょう。だから、この問題について、反対だとか問題点を指摘できるような民主的科学家というか、住民の立場に立てる科学家が入っていないのではないかと私はあえて指摘をしておきたいと思うんです。

裁判がいつ果てるともなくわかりません。本当にこの点でも、公平性の観点から客観的な第三者などをきちんと入れるべきだと思うんです。県の弁護士費用も初期費用だけで3570万の弁護士費用って、こんなものは無駄遣いの

上にまた無駄遣い。RDFの推進論者ばかりでは解決できないということを厳しく指摘したいし、なぜ富士電機だったのかという認定の経過も疑惑がいっぱい渦巻いています。私はそのための論文も書きました。また御紹介もしたいと思いますけれども、本当にその意味でもこのような事業、ましてやこれを本当に認定してそのままどうぞ続けてくださいという形で結果としては決算認定されていくという、これでは次に生かされていないんじゃないかと、私はそのように思います。

次に、病院事業会計について、認定しない理由も述べたいと思います。

皆さん、県の責任放棄で民営化の基本方針、これは大変な不安と不満が広がっていますけれども、県議会としてこの流れを本当に断定した、認めた、結構、結構と言ったんでしょうか。そうじゃないと思うんです。これまでの代表質問やらあるいは一般質問の中で反対の声が県民の中に広がっているよ。説明会は2度目をちゃんとやれというのにそれも聞いていないじゃないか。これは皆さんの発言ですよ。

これはまた野呂知事の公約、安全・安心と真っ向から違う意見ではないか、違う立場ではないか、こういう声があったにもかかわらず、県議会では知事が人気とりというような言葉まで使いましたね。それで、それを受けて質問された方の話も受けて、さらに八方美人という立場ではできないということをしたままでだなんていう言いわけもしました。そして、さらに野呂知事は痛みを伴う改革を勇気を持ってやらなければならないと、ここまで言われているわけですよ。これに私たちは、そうだそうだって賛意を示したんでしょうか。そうじゃなかったと思うんです、私は。だから、問題解決はついていません。

実際のところ、決算の監査委員の審査意見の中でも、病院の運営形態の変更にあたっては健康福祉部と業務分担を明確にして、患者や地域の住民に対して十分な情報提供を行い、理解を得ながら着実に進められたい。また、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう配慮されたいと言っているんですけれども、患者の皆さんやら地域住民は本当に理解していると思われ

ますか。それから、県職員、特に県立総合医療センター、公務員であるかどうか、就職したときは公務員ですよ。この身分をどうするのかという点でいまだに決着さえついていない。けども、独法化の方向でどんどん進んでいる。おかしい。

この間、皆さんとともに予算決算常任委員会で4病院長の話も聞きました。病院長の話し中で方針変更などがあって、職員の確保に苦労している。減したら大変だという声がありました。病院長の意思決定に迅速さが要求されることになる。しかし、方針が出されてから少しも体制が変わっていない。ひょっとすると大変さだけが残されてしまう心配があると指摘された病院長がありましたね。あるいは、病院長の権限を強めて1病院だけで対応せよと言われても、それに見合う事務職員が配置されるのか。人件費、経営、こういう点でどうなるのか。赤字黒字だけで評価されると本来の目標が機能しなくなるとまでおっしゃいましたね。関係者のこういう声を私たちは本当に今聞かなきゃあかんのと違うんでしょうか。

もっと言いたいことがたくさんありますけれども、時間がありません。本当に健康教室、病気の予防や人材の育成など、診療報酬がないというような苦痛も病院長が指摘されてみえましたし、家庭医などが広がれば多いほど国の医療費が全体として少なくなるんだということも言われました。

研修医をつけること、若い医師のモチベーションを引き上げることは給料を上げることではない、このことも言われましたね。このことは実行可能な対策をとということで、この間県の医療審議会の地域対策部会でも県施策に厳しい意見ということで、県のほうから今度の資金貸与制度などを一生懸命説明したけれども、もっと病院に助成すべきだ。もっと実行可能な対策をとらないと花は開かない。医師は来ないよということをやったんですよ。

そして、もっとお金の使い方に違いがあるはずだということも言われた。この間予算決算常任委員会でも言いましたけれども、三重県の一般会計からの補助は、例えばお隣の愛知県並みにしたら13億増えるんです、一般会計からの繰り入れが。この繰入基準を見直せということは監査がずっと指摘して

いますが、抜本的な改正がされていません。愛知県並みにしたら、13億増えたら一遍に黒字になるんじゃないですか。

だから、赤字や黒字というだけの議論で本当に済むのか。人の健康や命を守るという大事な仕事を赤字、黒字で例えたらあかん。赤字が許せないというんだったら、どこで職員がサボっているかという事例があるのかどうかを指摘しましょうや。そして、これをこう改善したら、もっと効率的にやったら赤字は解消できるじゃないかということを大いに私たちは言うべきだと思うんです。警察行政、あるいは消防行政、直接人の命を守るところに赤字や黒字の議論を持ち込んでいいんでしょうか。そうではないですね。そのことと同じで、今この病院、県民の皆さんの命や健康を守るという点で、私はこのような赤字だという決めつけで、結果としてどんどんそれこそもう民営化、県の責任を放棄するこのようなやり方には私たちは断固反対であります。

どうぞ患者さんやあるいは県職員の皆さん、実際に現場で今本当に苦勞して働いておられる医師や看護師さんの皆さんに心を寄せて、こんな認定ではあかんという不認定をしようではありませんか。心から呼びかけて討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

議長(三谷哲央) これより採決に入ります。

認定第1号から認定第4号までの4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも認定であります。本案をいずれも委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立多数であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり認定されました。

## 請 願 の 審 議

議長（三谷哲央） 日程第3、請願の件を議題といたします。

本件に関する関係常任委員会の審査の結果は、請願審査結果報告書のとおり、採択6件、不採択2件であります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、委員長報告を省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は委員長報告を省略することに決定いたしました。

## 討 論

議長（三谷哲央） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

24番（真弓俊郎） 日本共産党の真弓でございます。

今度の請願に出されたもので76号と77号、それぞれ不採択となっておりますが、ぜひともこれは採択すべきだという観点から討論に参加をさせていただきます。

まず76号、孤独死や無縁死を防ぐ緊急対策を求めることについてということ、三重県生活と健康を守る会連合会から出されたこの請願なんです、これは今日の新聞なんですけれども、（新聞を示す）ここの社会面のところには高齢者のことについて随分といろんなことが出ています。一つは、松阪で車にひかれ80歳の方が死亡している。あるいは、老人ホームで暴行を受け、これは愛知県ですが、93歳の方が亡くなっている。ついこの間も津市で市営住宅が燃えて高齢者の方が亡くなるというそんな事件も起きています。高齢者についての記事が毎日のように新聞で書かれているというのは皆さんも御存じだと思います。

そして、今回この請願に出された中身を考えると熱中症の問題、この夏随

分猛暑の中で熱中症で高齢者の方が亡くなられる、そんな事件も起きていますし、さらには所在不明、100歳以上の高齢者の所在不明の問題も大きな社会問題となりました。

高齢者にどう対応していくかというのは、地域でも大きな問題になっています。様々な地域で取組が行われておりますが、サークル活動や老人会の活動、民生委員の方を中心にしてやられていますが、あちこちの地域でもう民生委員もいない、自治会も形成できない、そんな地域が増えています。いわゆる中山間地の限界集落と言われるところでは、もう住民同士でどうしてもできない、墓の守りもできないということまで追い込まれる中で、自治会活動もできない、それぞれがばらばらで孤独だという。ある地域の方は夜は怖くて寝られない。シカやイノシシが走り回っているの怖くて寝られないから、昼間寝ている。夜はもう怖いからずっと起きておるのやというふうなことをおっしゃられていました。

これは山の中の話ではなくて、実は町中でも市営住宅や県営住宅の中で孤独な高齢者が随分と増えています。夫婦であっても互いに孤独だという方もおみえになります。片一方が認知症なんかになった場合はそのことがまさに当てはまる。不安がさらに大きくなる。高齢者の方にお話を聞くと、将来が不安だとおっしゃられます。今まで一生懸命生きてきた方が将来が不安だと、こんなことを言わせるような社会はまともな社会ではないと私は考えています。そのためにも、この請願に出されてきた高齢者などの生活実態をまず行政が把握する。その上でどうしていいか、このことも考えるべきだと思います。

いろんなサークル活動や取組が行われて、私も自分のまちでかつてスーパーがなくなったときに、惣菜の店おかずクラブというのをやって地域の方とも連携をしたことがあるんですけども、そこへも来られない。サークル活動とか、そういうのも参加しないという、もう人間にとって他人は不信の固まりというそんな方もおみえになります。長い間家族からも見捨てられ、アパートで一人ですずっと暮らしていく中でそういうふうな追い込まれてきた。

そんな方も多く見られます。それに対して手を伸べるのは、民生委員や自治会や婦人会に頼っているだけではできない。やはり行政がその実態調査を行って対策を立てるべきだというまともな請願に対して不採択はないだろうというふうに考えています。ぜひとも皆さんの御支持をよろしくお願いいたします。

もう一つの不採択になったほう、77号の義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求めることについて、これは不採択になったわけですが、何でも不採択になったかというのがどうもよくわからない。委員会に参加をしていませんので、委員長報告もなかったわけですからどうもよくわからない。我々教員をしておった身からすると、こんなものは当たり前のことじゃないのという感覚なんだけれども、もう全額国負担はやめておけと言われるんでしょうか。そうではないと思います。これは存続しなければいけない。

第一、高校の授業料すら国負担という形に、免除という形になったわけですから、大きな教育への支援の方向に逆行するような不採択ではないかというふうに考えています。このことについては、私の後も討論がなされると思いますので、私たち日本共産党としてはこの義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める、このことについては採択をぜひともよろしくお願いいたします。この2件の採択をお願いいたしまして、私の討論とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 19番 末松則子議員。

〔19番 末松則子議員登壇・拍手〕

19番(末松則子) 請願第77号義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求めることについての請願に対して、委員長の報告どおり不採択に賛成の立場から討論をいたします。

国際社会がグローバル化、ボーダレス化し、国内においては国民ニーズの多様化、財政基盤の弱体化が進む中、国は外交、防衛、警察など、国の存続に関する事項を専ら担い、地方自治体は教育、福祉、医療などの直接的行政サービスを担ういわゆる地方分権の時代になってきております。平成12年の

いわゆる地方分権一括法以来、地方分権を進め、成熟した地域社会づくりを実現していくことは、分権時代を先導する議会を目指すことを標榜する我が三重県議会の目指すところであります。

また、昨年政権交代がされた中、政府において地域のことは地域が決める地域主権の確立に向けて、これまでの補助金のあり方を抜本的に見直し、基本的に地方が自由に使える一括交付金についての議論がなされております。義務教育費国庫負担制度は義務教育の機会均等とその水準の維持向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、学校教育に大きな役割を果たしているものであり、義務教育において無償であること、教育の機会均等、教育水準の維持向上の3点は欠かすことのできない基本理念であります。

私たちは制度そのものについては否定するものではなく、反対するものでもありません。しかし、教育予算は昭和60年度以降、義務教育国庫負担金の対象が次第に縮小され、現在のように教職員の給料、諸手当に対する国庫負担の割合が2分の1から3分の1へ変更する以前から義務教育に要する経費の7割以上は税源移譲を伴わないまま地方税や地方交付税などの一般財源で賄われていました。

さらに、平成19年度からは個人住民税による税源移譲が一部なされ、一般財源で賄う比率が上昇している一方で、学校教育に関する権限の多くをこれまでと同じように国に温存したまま、我が国の教育政策は進められている現状にあります。

義務教育に関する事務は、地方公共団体が自らの判断と責任において実施すべき自治事務になっているにもかかわらず、教育現場から最も遠いところにいる文部科学省の官僚の考え方に拘束されています。現在発生している様々な教育問題の根源は、文部科学省が画一的な教育行政を進め、地方自治体の創意工夫を阻害していることにあると考えます。こうした中、請願にある全額を国庫負担とすることは、地方分権、地域主権の観点から教育行政を進めることと相反することと考えます。

子どもたちは一人ひとり個性を持ち、それぞれが個別具体的で多様な存在であります。また、学校を取り巻く環境も、例えば特別支援教育の推進など、新たな教育課題が浮上するなど、教育的ニーズは多岐にわたってきていることから、それらの状況をよく理解できる現場に近い教職員、PTA、地域住民、地方自治体が文部科学省に気兼ねすることなく、地域の特徴を生かし、地域の民意を教育行政に反映しやすくする必要があります。

以上の理由から、今請願に対して、制度そのものについては否定するものではありませんが、全額国庫負担ということに関しては反対をします。本趣旨を議員の皆様もよく御理解いただきまして、委員長の報告どおり不採択に賛成するようお願いを申し上げます。討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(三谷哲央) 3番 森野真治議員。

〔3番 森野真治議員登壇・拍手〕

3番(森野真治) 請願第77号義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める請願書について、採択すべきであるとの立場から発言をいたします。

義務教育費国庫負担制度は、憲法第26条の義務教育無償の原則にのっとり、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容等を保障するため、国が必要な経費を負担することにより教育の機会均等とその水準の維持向上等を図ることを目的とし、市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の3分の1を負担する制度であります。そして、この義務教育費国庫負担制度で負担されない残りの3分の2については、地方財政法により地方交付税で財源保障をされています。

しかし、請願の理由にもありますように、この義務教育費国庫負担制度の対象外である教材費、旅費、高等学校の教職員の給与費は地方交付税として一般財源の中に組み込まれているものの、多くの自治体で予算措置されている経費は地方交付税で措置されている水準に達していない状況もあり、小・中学校の教職員の人件費の3分の2が地方交付税に組み込まれていることに対して同様の懸念が持たれています。義務教育はすべての国民がその能力に

応じてひとしく教育を受ける権利を有するという憲法の要請に基づくものである以上、その実現に最低限必要な費用は国の責任において義務教育費国庫負担制度などのような安定的な財源で、その全額を確保される必要があります。

ところで、義務教育の財源が全額国庫負担になることが、地域の主権や地域の自主性を損なうものとなるとの意見があります。しかし、現在義務教育費国庫負担制度は、その全額について総額裁量制となっています。これは国が各都道府県の教職員給与費総額を算定する際には、平均給与単価に教職員定数を掛けたものが用いられるものの、実際の執行に当たっては給与と教職員数を都道府県が自由に決定することができるものであり、現行制度において十分に地域の自主性は確保されています。

最後に、義務教育費国庫負担制度は、御承知のように我が三重県の度会郡七保村の村長であった大瀬東作氏の御尽力により制度化されたものであります。本請願により求められている義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担は義務教育に対する大瀬東作氏の熱き思いそのものであり、制度発祥の地三重県においてこそ強く求めていくべきものであるのではないのでしょうか。

以上のことから、本請願は採択すべきものと考えますので、皆様の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

議長（三谷哲央） 以上で討論を終結いたします。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

まず、請願第72号行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書の提出を求めることについて、請願第73号産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求めることについて、請願第74号難病対策の充実を求めることについて、請願第75号パーキング・パーミット制度の導入を求めることについて、請願第78号「新・教職員定数改善計画」

(案)のすみやかな実施と教育予算拡充を求めることについて及び請願第79号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについての6件を一括して採決いたします。

本件をいずれも委員会の決定どおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立全員であります。よって、本件はいずれも委員会の決定どおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第76号孤独死や無縁死を防ぐ緊急対策を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立多数であります。よって、本件は委員会の決定どおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第77号義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求めることについてを採決いたします。

本件を委員会の決定どおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることは否決されました。

それでは、請願第77号を採択することを採決いたします。

本件を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長(三谷哲央) 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

なお、採択されました請願のうち、処理経過及び結果の報告を求めるものにつきましては、お手元に配付いたしましたので御了承願います。

採択された請願で処理経過及び結果の報告を求めるもの  
生活文化環境森林常任委員会関係

請願第73号 産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求める  
ことについて

健康福祉病院常任委員会関係

請願第74号 難病対策の充実を求めることについて

請願第75号 パーキング・パーミット制度の導入を求めることについて

教育警察常任委員会関係

請願第79号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め  
ることについて

---

## 意見書案審議

議長（三谷哲央） 日程第4、意見書案第1号米価下落に伴う農業経営の逼迫に対する緊急対策を求める意見書案、意見書案第2号農業農村整備事業の総額確保を求める意見書案、意見書案第3号難病対策等の充実に関する意見書案、意見書案第4号父親の育児休業取得促進を求める意見書案、意見書案第5号行政書士に行政不服審査法に基づく不服審査手続の代理権を付与することを求める意見書案、意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書案、意見書案第7号「新・教職員定数改善計画（案）」の速やかな実施と教育予算拡充を求める意見書案、意見書案第8号保護者負担の軽減と就学・修学支援に関する制度の拡充を求める意見書案、意見書案第9号義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める意見書案及び意見書第10号尖閣諸島周辺領海内における我が国巡視船と中国漁船との接触事案に関する意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第9号及び意見書案第10号は委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第9号及び意見書案第10号は委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

採決は2回に分け、起立により行います。

まず意見書案第1号から意見書案第8号まで及び意見書案第10号の9件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 決 議 案 審 議

議長（三谷哲央） 日程第5、決議案第1号子どもを虐待から守るための決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 常 任 委 員 長 報 告

議長（三谷哲央） 日程第6、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、政策総務常任委員会、防災農水商工常任委員会及び健康福祉病院常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。水谷正美政策総務常任委員長。

〔水谷正美政策総務常任委員長登壇〕

政策総務常任委員長（水谷正美） 議長のお許しをいただきましたので、去る10月7日に開催した本委員会において、特に議論のありました伊勢庁舎建設工事について御報告申し上げます。

本館基礎工事に伴って、隣接地に地盤の亀裂や沈下等が発生したことにより、住民の方々に多大な御迷惑をおかけし、また、多額の追加費用が発生したことはまことに遺憾であります。平成18年度に行われた市内の別敷地での建てかえ等新しい伊勢庁舎の整備に係る四つの候補地及び建設手法の比較評価手続に対する執行部の検証結果が本委員会で報告されました。この報告によると、比較評価に当たって建設候補地及び隣接地の地形に係る項目は設定されておらず、比較評価項目として不十分であったと判断せざるを得ません。

また、建設候補地の土地の経緯等について、工事前の説明会での近接住民等の御意見により真摯にかつ慎重に耳を傾けていれば今回の事態は避けられた可能性もあります。今回の事態を教訓として、今後の公共施設整備に当た

っては、建設候補地及び隣接地に係る土地の経緯など、評価に必要なデータを収集した上で整備計画を検討する手法を確立するよう要望します。

さらに、この手法については、知事部局の施設のみでなく、教育委員会や警察本部なども含めて全庁的に共有されることを要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 末松則子防災農水商工常任委員長。

〔末松則子防災農水商工常任委員長登壇〕

防災農水商工常任委員長（末松則子） 御報告申し上げます。

去る10月4日、6日及び12日に開催をされました防災農水商工常任委員会において、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、消防の広域化についてであります。

消防体制の整備、確立を図るために、県では平成20年に三重県消防広域化推進計画を策定し、消防の広域化に取り組んでいます。消防は多様化、大規模化する災害等に的確に対応し、住民の生命、財産を守る責務を全うすることが求められていることから、広域化の推進に当たっては市町や県民の意見を十分に踏まえ、弾力的に取り組まれることを要望します。

次に、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）についてであります。

県では、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図るため、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（仮称）の検討を進めています。当委員会では、この条例について7月と9月にも常任委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。今回これまでの議論を踏まえた条例骨子案の提出があり、方向性や考え方、文言等について委員会では一定の合意に至りました。なお、本条例の制定のねらいを明らかにするため、条例制定の背景やその目的について、条例の前文として明記されるよう強く要望をいたします。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 後藤健一健康福祉病院常任委員長。

〔後藤健一健康福祉病院常任委員長登壇〕

健康福祉病院常任委員長（後藤健一） 御報告申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、去る10月4日及び6日に開催されました健康福祉病院常任委員会において、特に議論のありました事項について御報告申し上げます。

まず、パーキング・パーミット制度についてであります。

県当局が実施した実態調査によると、車いす使用者用駐車区画の利用は高齢者や乳児連れなどの該当者の利用が半分以下となっています。県当局におかれては、真に必要な人が身体障がい者駐車場を有効に利用できるようパーキング・パーミット制度の導入に向け取り組まれよう要望いたします。

次に、高齢者の孤独死についてであります。

ひとり暮らしの高齢者の孤独死が大きな社会問題となっています。この問題は市町だけでなく社会全体で取り組み、解決していくことが必要です。県当局におかれては、このようなことが再発しないよう、市町と連携の上、県として果たすべき役割について積極的に取り組まれよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で常任委員長の報告を終わります。

## 追 加 議 案 審 議

議長（三谷哲央） 日程第7、議案第14号を議題といたします。

## 提 案 説 明

議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） ただいま上程されました議案第14号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、土地利用審査会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものです。

以上、甚だ簡単でございますが、提案の理由といたします。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議案第14号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

## 追 加 議 案 の 上 程

議長（三谷哲央） 日程第8、認定第5号から認定第16号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

議長（三谷哲央） 提出者の説明を求めます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その概要を説明いたします。

認定第5号から第16号までは、平成21年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

一般会計につきましては、歳入面において地方交付税等が予算現額に対し増収になるとともに、歳出面においても執行残が生じたこと等により、実質収支としまして15億6535万円余の剰余が生じました。このうち2分の1に相当する7億9000万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき財政調整基金に積み立て、残余の7億7535万円余を翌年度へ繰り越すこととしました。

また、交通災害共済事業特別会計外10の特別会計につきましても、実質収支で34億506万円余の剰余が生じたので、翌年度に繰り越すこととしました。

次に、報告事項について説明いたします。

報告第21号及び第22号は、関係法律に基づき健全化判断比率及び特別会計の資金不足比率についてそれぞれ報告するものです。なお、平成21年度決算及び健全化判断比率等につきましては、監査委員会の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で提出者の説明を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号から認定第16号までに対する質疑の通告は受けておりません。

## 議 案 付 託

議長（三谷哲央） お諮りいたします。認定第5号から認定第16号まではお手元に配付の議案付託表のとおり、直ちに予算決算常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、本件は直ちに予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

予算決算常任委員会

認定番号	件 名
5	平成21年度三重県歳入歳出決算
6	平成21年度三重県交通災害共済事業歳入歳出決算
7	平成21年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業歳入歳出決算
8	平成21年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業歳入歳出決算
9	平成21年度三重県農業改良資金貸付事業等歳入歳出決算
10	平成21年度三重県地方卸売市場事業歳入歳出決算
11	平成21年度三重県林業改善資金貸付事業歳入歳出決算
12	平成21年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業歳入歳出決算
13	平成21年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等歳入歳出決算
14	平成21年度三重県港湾整備事業歳入歳出決算
15	平成21年度三重県流域下水道事業歳入歳出決算
16	平成21年度三重県公共用地先行取得事業歳入歳出決算

議長（三谷哲央） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（三谷哲央） お諮りいたします。明19日から11月24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明19日から11月24日までは休会とすることに決定いたしました。

11月25日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時14分散会